

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（一部抜粋）

非公募の適用基準の見直し関係

改正後	改正前
(指定管理者の公募) 第2条 (略) <u>2 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体等を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。</u> <u>(1)公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体等に当該公の施設の管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、当該公の施設の設置目的を十分に達成することができると認められるとき。</u> <u>(2)前項の規定による公募に対し、次条の規定による申請がなかったとき。</u> <u>(3)第4条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者となるべき適当な団体等がなかったとき、又は指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、若しくは著しく不相当と認められる事情が生じたとき。</u> <u>(4)指定管理者の指定を受けた団体等が第5条の規定による協定の締結をしないとき。</u> <u>(5)公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</u>	(指定管理者の候補者の選定の特例) 第5条 <u>市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるときは、第3条の規定による申請によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。</u>

審査基準の変更関係

改正後	改正前
(指定管理者の指定) 第4条 <u>市長等</u>は、<u>前条第1項の規定</u>による申請があったときは、次に掲げる<u>基準に照らし総合的に審査し</u>、当該申請のあった公の施設の管理を行うに適した団体等を選定し、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者を指定<u>するものとする</u>。 (1)<u>当該公の施設の管理に係る計画が</u>利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 (2)<u>当該公の施設の設置目的に照らし、その管理を効果的かつ効率的に行うことができること。</u> (3)<u>当該公の施設の管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模及び能力を有していること。</u> (4)<u>前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の管理に関し市長等が必要と認める事項</u>	(指定管理者の指定) 第4条 <u>市長</u>は、<u>前条の指定</u>による申請があったときは、次に掲げる<u>基準を総合的に審査し</u>、申請のあった公の施設の管理を行うに適した団体等を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定<u>しなければならない</u>。 (1)事業計画の内容が、利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 (2)<u>事業計画の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u> (3)<u>事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。</u> (4)<u>申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。</u>